

指定年月日・番号	令和2年12月9日 第2020 - 9号
告示年月日・番号	令和2年12月9日 第200号

承 諾 書

次の図書記載のとおり道路の位置の指定・指定の取り消しを承諾します。

2年 12月 7日

(申請者) 株式会社 ワイド大西 代表取締役 大西 龍也 様

道路の幅員・延長 別の道路の延長	幅員 4.60m 延長 56.825m m m m m	道路の面積	254.80m
---------------------	-----------------------------------	-------	---------

道路の管理者の 住所及び氏名	尼崎市南武庫之荘5丁目3番7号 株式会社 ワイド大西 代表取締役 大西 龍也	地 目	権利の 種 類	住 所	氏 名
伊丹市錦陽館二丁目 63番の一丁目	雑種地	所有権	尼崎市南武庫之荘 5丁目3番7号	株式会社ワイド大西 代表取締役 大西龍也	株式会社錦島大正銀行 代表取締役現取 板東豊彦
伊丹市錦陽館二丁目 65番の一部	雑種地	抵当貸借	徳島県栗田一 丁目41番地	株式会社ワイド大西 代表取締役 大西龍也	株式会社錦島大正銀行 代表取締役現取 板東豊彦
伊丹市錦陽館二丁目 65番の一部	山林	所有権	尼崎市南武庫之荘 5丁目3番7号	株式会社ワイド大西 代表取締役 大西龍也	株式会社錦島大正銀行 代表取締役現取 板東豊彦
伊丹市錦陽館二丁目 65番の一部	山林	抵当貸借	徳島県栗田一 丁目41番地	株式会社ワイド大西 代表取締役 大西龍也	株式会社錦島大正銀行 代表取締役現取 板東豊彦
伊丹市錦陽館二丁目 78番の一部	宅地	所有権	尼崎市南武庫之荘 5丁目3番7号	株式会社ワイド大西 代表取締役 大西龍也	株式会社錦島大正銀行 代表取締役現取 板東豊彦
伊丹市錦陽館二丁目 78番の一部	宅地	抵当貸借	徳島県栗田一 丁目41番地	株式会社ワイド大西 代表取締役 大西龍也	株式会社錦島大正銀行 代表取締役現取 板東豊彦
伊丹市錦ヶ丘田目丁 3番3	山林	所有権	尼崎市南武庫之荘 5丁目3番7号	株式会社ワイド大西 代表取締役 大西龍也	株式会社錦島大正銀行 代表取締役現取 板東豊彦
伊丹市錦ヶ丘田目丁 3番3	山林	抵当貸借	徳島県栗田一 丁目41番地	株式会社ワイド大西 代表取締役 大西龍也	株式会社錦島大正銀行 代表取締役現取 板東豊彦
伊丹市錦ヶ丘田目丁 3番5	雑種地	所有権	尼崎市南武庫之荘 5丁目3番7号	株式会社ワイド大西 代表取締役 大西龍也	株式会社錦島大正銀行 代表取締役現取 板東豊彦
伊丹市錦ヶ丘田目丁 3番5	雑種地	抵当貸借	徳島県栗田一 丁目41番地	株式会社ワイド大西 代表取締役 大西龍也	株式会社錦島大正銀行 代表取締役現取 板東豊彦

特記事項	
------	--

図面作成者の住所及び氏名 大阪市西区江戸堀一丁目24番12号
T. C. 建設株式会社 建築課

凡例

方 位 既存道路及び既指定道路 市町村界


 申請する道路の位置（朱書）

 今後予定する道路

 既存建築物（用途記入のこと）

標識の位置  地 番 界 

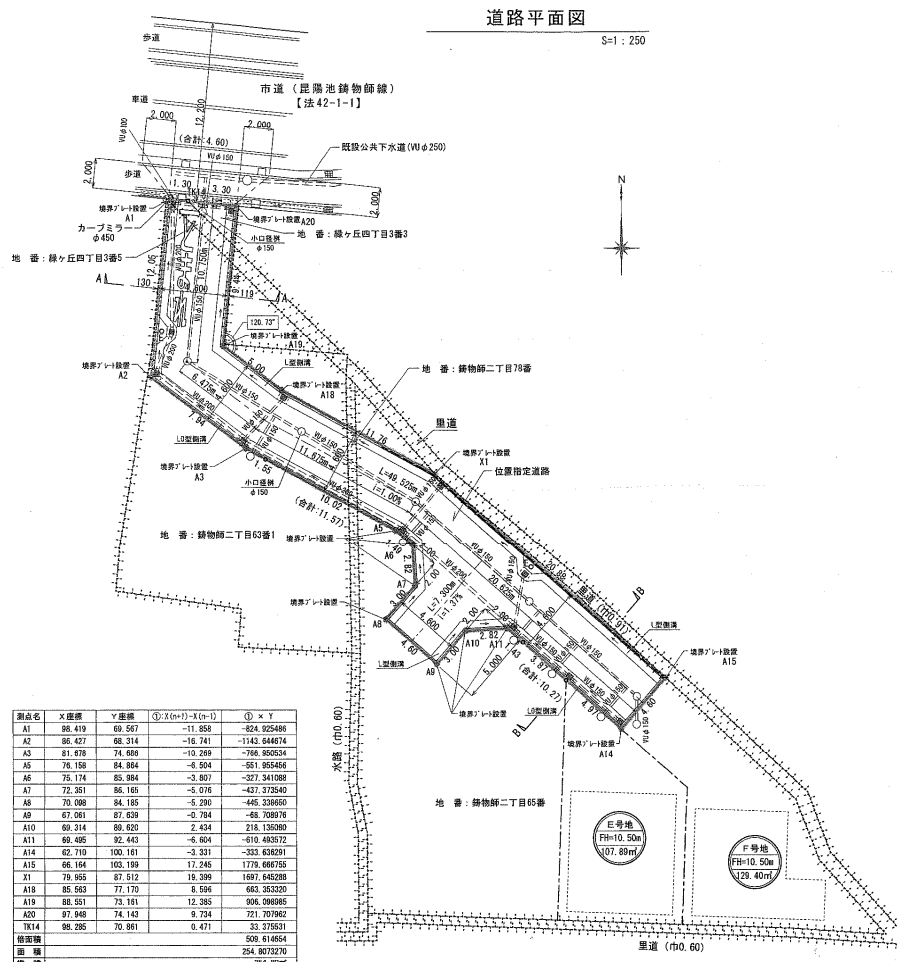
下水・側溝等 敷地界 予定建築物

〔注意〕

- 1 承諾書の「権利の種類」欄は、土地又はその土地内の建築物若しくは工作物について該当する権利(所有権借地権等)をそれぞれ記入すること。
- 2 図面に地番号、権利の種類及び氏名を記入のこと。
- 3 付近見取図、道路図及び標準断面図を記載し、方角は一致させること。
- 4 図面に字限図を記載するとともに、その転写場所、転写年月日及び転写した者の住所氏名を記入し、押印すること。
- 5 延長は幅員別に記入すること。
- 6 本用紙のみで記入されない場合は、同量、同形の用紙を使用し、該当する部分において権利を有する者及び図面作成者の印で本用紙と割印して追加すること。
- 7 申請書(正・副)には本用紙(追加紙を含む。)のコピーを添付し、本用紙は別に(同時)提出すること。

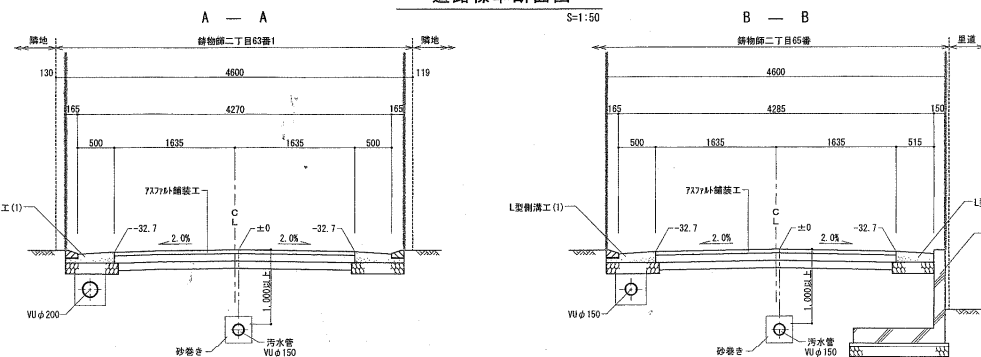
道路平面圖

S=1 : 250



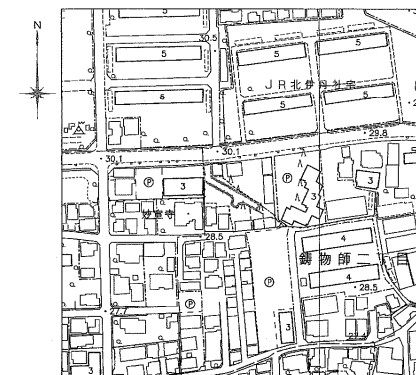
道路標準断面図

S=1:50



付近見取図

S=1 : 2500



公 司

令和 2年10月23日
神戸地方法務局伊丹支局より転写
I.C. プランニング 吉原泰三

